

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高瀬町

2 構造改革特別区域の名称

グリーントピアたかせ特区

3 構造改革特別区域の範囲

高瀬町の区域の一部（原下工業団地）

4 構造改革特別区域の特性

高瀬町は、香川県の西部に位置し、その温暖な気候条件を活かして水稻を中心に、野菜、果樹、畜産を組み入れた複合経営により、食料供給基地として発展してきた。

また、地域の特産物であるお茶、筍など特色ある農産物を出荷し、経営を安定させてきた。傾斜地の多い麻地区では樹地園を中心として、桃、みかん及び筍が基幹品目として栽培され、二ノ宮地区は作物の特性に基づく適地性などから、優良な茶産地として県内外に広く知られている。その他の地区でもブドウ、柿などの果樹栽培が行われている。うえに水田の高度利用としてレタス、キャベツ等の野菜が栽培されている。さらには、最近では菊などの、花き類が成長品目として普及しつつある。今後は、施設園芸、果樹部門において、収益性の高い作物、優良品種等を積極的に導入して、地域としての銘柄産地化を図る。また、土地利用型農業で経営規模の拡大を目指す農家と施設園芸等による資本集約型園芸により、生産性の高い農業経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の賃貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域農業の発展を目指している。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者の町外流出による農業者の量的、質的低下を始め兼業化の進展が著しい為、農業従事者の地元での農業以外の就業機会の創出を通じて、地元定着化を図ることが求められている。

本町では、平成8年に「瀬戸のグリーントピア・たかせ」をスローガンに第三次総合計画を策定した。基本計画では農林業の振興、工業の育成・誘致、雇用機会の拡大などを掲げている。原下工業団地においては平成11年に、分譲面積10.0ha、3区画で造成を完了したものの、景気の低迷により現時点において売却された面積は1.2ha、1区画に留まっている。度重なる誘致活動にもかかわらず、新たに用地を取得して操業する企業もなく、8.8ha、2区画の広大な用地が遊休化となっている。本町の健全な発展を図るために、企業立地の形態の変容など経済情勢への時宜にかなった対応を行うことが求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

農業が本町の基幹産業となっているものの、農業従事者の高齢化や後継者の町外流出による農業労働力の量的、質的低下をはじめ、兼業化の進展が著しく、農業生産構造が脆弱化している。こうした状況の中、農地の流動化等農業構造改善対策の推進を通じて、生産性の向上等地域農業の確立を図るため、農地の貸し手や農作業の受委託を確保出来るよう、農村地域への工業導入を計画し、農業従事者の地元での農外安定就業を促進し、地元定着化を推進して行くことが必要である。

そこで賃貸制度により誘致した企業に、農業従事者がその能力、希望に沿って就業できる体制を講ずる事で、農業と工業との均衡ある発展を目指す。

構造改革特別区域の設定による工業団地の賃貸を早急に実施し、関連企業と連携をとりながら地域経済の活性化の核になるまちづくりを推し進めていく。

6 構造改革特別区域計画の目標

農業従事者には、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう本町独自に掲げている目標がある。具体的には、本町及びその周辺市町において既に実践されている先進的な経営の事例を踏まえながら農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得700万円程度、年間労働時間2,000時間の水準を実現出来る、認定農業者を育成する。一方、農業兼業従事者には、賃貸により原下工業団地に進出する職場への就業を促進し、その農地を認定農業者へ集積すると共に、農業と工業との、均衡あるまちづくりを推進していく事で、地域経済の活性化に大きく貢献するものである。

・認定農業者の育成目標（人） 《高瀬町地域農業マスタープラン平成12年5月策定》

	認定農業者	既に効率的・安定的な経営体	計
平成12年	17	20	37
平成17年	50	13	63

認定農業者を中心とする効率的かつ安定的な農業経営に農用地の利用を集積して農業経営の安定を図る。

・担い手への農用地の地用集積目標（ha） 《高瀬町地域農業マスタープラン平成12年5月策定》

	基本構想における既集積面積	今後5年間に望まれる農用地の利用集積の目標面積		基本構想における農用地の利用の集積に関する目標面積
		今後5年間の農用地の利用集積の目標面積	今後5年間の農用地の利用集積の基礎的目標面積	
町	564.2	33	20	629.3

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特別区域の計画の実施は、農家余剰労力の安定雇用と、地域定着化や若手労働力の地元定着化が期待され、更には現在進出を希望している企業が操業開始後、年間990万円の税収も見込まれ、工場進出が実現した場合は、地域生産額による増加（年間26億円）の経済的効果も見込まれる。

・特別区域における誘致企業の採用計画

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
正社員	15	20(+5)	25(+10)
臨時雇用	5	10(+5)	15(+10)

()の数字は平成16年度対比の増加人数である。

・誘致企業2社分による税収等

法人税	4,400,000円（現在操業地の例による）
固定資産税 （償却資産税）	5,500,000円（現在操業地の例による）

8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

農業が職業として選択され、魅力とやりがいがあり、年間労働時間2,000時間、年間所得700万円程度その他産業従事者並の所得水準が実現出来、構造改革特別区域計画の目標でもある認定農業者を育成するために、本町では独自に助成事業を実施している。農地の集積化を図る施策として「農業経営規模拡大助成事業」では、自作及び借地の合計面積が1.5haを超える面積に対し、10アール当たり20,000円を交付している。更に「農作業受託等促進対策事業」では、現在の農業経営の中、農業機械購入経費の増大及び、後継者不足等により、農業機械への投資を自粛する農家が增大する傾向にある。更には農地の借り手農家の絶対数不足により、農地流動化の推進にも限度があることから、受託組織の育成に努め、農作業受託制度を確立することにより、農用地の有効利用を促進する。交付要件は、農作業受託者及び組織が大型農業機械を導入する場合に、500,000円を限度に補助金を交付している。また、農作業受託者が50アール以上の農作業を受託する場合において受託者に対して、10アール当たり3,000円の補助金を交付している。

一方本町における工業の現状は、従業員4人以上の事業所数で昭和55年の84所をピークに減少を続けており平成14年度末現在では38所で、従業員数は1,257人から1,078人にまで減少している。製造品出荷額では、平成3年の234億円ピークに減少しており平成14年度末では183億円まで減少している。高瀬町工場誘致条例で本町に進出する企業に対し、3年間の固定資産税を免除する施策を講じてはいるものの有効とはなっていない。平成8年に策定された本町の第三次総合計画で、原下工業団地造成を計画し実施したものの企業誘致には至っていない。今回、誘致活動により各企業と合意している採用計画（3年間で40名）や予想される地域生産額（年間26億円）、税収（年間990万円）は本町にとっても計り知れないものがあり、是非誘致を実現し就業機会の創出、ひいては地域経済の活性化を図りたい。

別紙

1 特定事業の名称

4 0 3 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

高瀬町土地開発公社

特別区域内に進出する企業

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

4 特定事業の内容

高瀬町土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規程により造成した、原下工業団地（高瀬町大字上麻乙333-1番地）約9.5haについて印刷関連企業の工場、事務所その他の業務施設の用に供するために、事業用借地権を設定し、賃貸する。

5 当該規制の特例措置の内容

企業誘致活動の際、訪問各企業の多数から立地に係る初期投資の軽減の為、賃貸契約はできないかとの要望にも拘らず、立地に結びつけることが出来なかった。今回、高瀬町土地開発公社が、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規程により造成した原下工業団地において新たに賃貸制度を導入し、進出を希望している2社を是非に誘致したい。この賃貸制度により誘致した企業に、農業従事者がその能力、希望に沿って就業出来る体制を講ずる事で、地域経済の活性化はもとより、農業と工業との均衡ある発展を目指す。